

令和2年3月13日

総務委員会

総務部政策法務課（経営推進担当）

浜松市内部統制基本方針について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第1項の規定に基づき、内部統制に関する基本方針を別紙のとおり定めましたので、報告します。

浜松市内部統制基本方針

浜松市は、「浜松市未来ビジョン（基本構想）」で「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を都市の将来像に掲げ、限られた経営資源の選択と集中により、適正かつ効率的な行財政運営に取り組んでいます。

これを実現し、市民からの信頼感を高めるためには、組織としてあらかじめリスクがあることを前提に、行政サービスの提供等の事務上のリスクを的確に把握、コントロールし、事務の適正な執行を確保する内部統制体制を機能させることが重要となります。

このため、本市では、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第150条第1項の規定に基づき、内部統制に関する基本方針を次のとおり定め、今後は、この基本方針に基づき、内部統制体制を整備し、推進してまいります。

1 内部統制の目的

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

<実施の観点>

担当職員の経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準で滞りなく業務が進められるよう、業務を標準化するとともに、業務プロセスを明確化することで、業務の効率的かつ効果的な遂行を図ります。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

<実施の観点>

会計事務などの財務に関する業務プロセスにおいて、リスクを的確に把握し、ルールを適切に運用することにより、財務報告等の信頼性を確保します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

<実施の観点>

職員一人ひとりが業務の根拠法令等を理解し、遵守することで、業務を適正に執行する体制の確保を図ります。

(4) 資産の保全

<実施の観点>

市が保有する資産の現状や課題を把握し、資産の取得や管理、活用、処分時における手続きの最適化及び適切な運用を行うことにより、資産の保全を図ります。

2 内部統制の対象

(1) 事務

- ①法第150条第1項第1号に規定する財務に関する事務その他総務省令で定める事務
- ②前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として市長が認めるもの

(2) 組織

浜松市事務分掌条例（昭和46年浜松市条例第39号）に規定する部、事業本部及び危機管理課並びに、会計課、消防局、上下水道部、学校教育部、市選挙管理委員会事務局、

各区選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会の書記及び議会事務局

3 推進体制

内部統制の目的達成に向けて全庁横断的な取り組みを進めるため、各主体の役割を踏まえた全庁的な体制の整備及び運用により、内部統制を推進します。

4 内部統制の整備・運用状況等の報告

内部統制の整備と運用状況及び改善措置状況については、毎年度作成する内部統制評価報告書にまとめ、監査委員による審査を経た後に、監査委員の意見を付けて市議会へ提出し、公表してまいります。

5 基本方針の見直し

内部統制の進捗を踏まえ、必要に応じて本方針の見直しを行います。

6 施行期日

本方針は、令和2年4月1日から施行します。

令和2年3月13日 浜松市長 鈴木康友